



民法改正5（相続、配偶者居住権）について

弁護士 青木 一雄

平成30年7月6日に民法の相続等に関する改正の法律が成立しました。
そのうち、今回は新設された配偶者居住権について説明します。

1. (1) 配偶者居住権

夫が死亡し、妻と子が相続人である場合で説明します。妻（配偶者）が夫（被相続人）の財産である建物に夫の死亡時居住していた場合、次に該当するとき、その居住建物全部について、妻は終身、無償で使用及び収益する権利を取得します。

- ① 遺産の分割協議で妻がその居住権を取得するとしたとき
- ② 夫が妻に居住権を与える遺言をしたとき
- ③ 家庭裁判所が、妻が配偶者居住権の取得を希望する申し出をした場合に、妻の生活の維持のため必要であると認めたとき

ただし、夫がその建物を妻以外の者と共有していた場合は認められませんので、この点は注意が必要です。

そして、この配偶者居住権が認められたとき、居住建物の所有者はこの権利設定の登記義務を負います。

また、この配偶者居住権は、取得しても、これを譲渡することができません。

この取得者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができますが、所有者の承諾がなければ増改築することはできません。

このように配偶者居住権には制約がありますが、遺産分割の際、配偶者の取得した相続財産として評価されます。

この権利は被相続人（夫）の配偶者（妻）が相続において、その居住していた建物を全部相続できない場合に、子とその建物を所有しても、居住できるようにして、（配偶者）妻の生活を維持させ、これを保護しようとするものですが、いろいろな利用方法が考えられます。

(2) 配偶者短期居住権

妻（配偶者）は夫（被相続人）の所有する建物に、夫死亡時無償で居住していた場合、配偶者居住権がない状態であっても、配偶者を含む共同相続人間の遺産分割協議がなされる場合、その建物の遺産分割協議が終わるまでの間、または、夫死亡後6カ月を経過するいずれか遅い日まで、この短期居住権を有します。

これも妻の居住、生活の維持の安定をはかろうとするものです。

これらの法律の施行日は平成31年7月13日までに政令で定めるとされています。